



小規模認可保育園

キャリー保育園東向島

2024年度 入園のしおり

(重要事項説明書)

2024年1月19日 改定

➤ 事業者の運営主体

事業者の名称	スリーシーズ株式会社
代表者氏名	藤井 克樹
事業者の所在地	東京都港区浜松町一丁目22番8号 深谷ビル2階
事業者の電話番号	03-6435-7134
定款の目的に定めた事業	小規模保育施設の設置・運営

➤ 保育園概要

種別	小規模保育事業 A型
名称	キャリー保育園東向島
園長氏名	高田 宏美
所在地	東京都墨田区東向島 5-36-10
TEL/FAX	TEL : 03-3613-5115 FAX : 03-6231-9533
メールアドレス	higashi-mukojima@threecz.co.jp
運営開始年月日	2016年4月1日
定員	0歳児（生後57日～）：2名 1歳児：5名 2歳児：5名 計12名
施設の状況	RC造（2階建て）（1階部分：専有面積 64.44 m ² ） 保育室 38.30 m ² 乳児室 10.42 m ² 調理室 沐浴施設 幼児用トイレ
公園	こどり公園 556.29 m ² （保育園から徒歩5分）
保育事業	産休明け保育 延長保育 障がい児保育 外国人児童保育 アレルギー児受入れ
保育所の外部評価	実施方法：園・保育士の自己評価に基づき年1回実施
地域の育儿支援	見学対応 保育所体験 体験学習 職場体験

園長	1	園務をつかさどり、所属職員を監督
保育リーダー	1	園長補助として園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる
保育士	3	乳児の保育・保育の立案・実施・記録を行う
保育士補助	1	保育士を補佐し 業務を行う
栄養士	1	乳幼児の給食作り及び食育活動を行う

➤ 施設の目的

キャリー保育園では、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1)「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2)「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3)「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

➤ 保育理念



○安心・安全・安定を提供します

長い時間を過ごす保育園だからこそ、十分に養護の行き届いた環境の下、家庭的な雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、情緒の安定を図ります。保育園の環境を整え、安全の確保などに努めるとともに、子ども一人ひとりの発達や状況を把握し、子どもが安心感を持って活動できるよう、子どもの思いや願いを受け止めます。

○生活と遊びを通して生きる力の基礎を培います

乳幼児期は、生涯にわたる生きる力の基礎が培われる時期です。多様な経験の積み重ねにより、豊かな感性とともに好奇心、探求心や思考力が養われます。また、仲間との関係を育む中で、決まりがあることの大切さに気付き、その中で個の成長も促していきます。

○職員の能力を伸ばし、保育の質向上を図ります

「保育の質」は「保育士の質」で決まると考えています。職員の成長意欲とキャリアアップの機会を大切に、伸び伸びと自主的に働く職場を目指しています。一人ひとりの能力を伸ばすことで、現場力をさらに発展させ、チーム一丸となって保育園全体の保育の質の向上に努めていきます。

○家庭と保育園はパートナーです

家庭との緊密な連携の下に、子どもの発達過程に応じた適切な生活リズムが作られていくように、保育園における環境を通して、養護及び教育を一体的に行っていきます。また、子どもの生活の連續性を踏まえ、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、豊かな生活体験を始め保育内容を図ります。

➤ 保育目標

- ・ 思いやりのある やさしい子
- ・ 元気いっぱい あそべる子
- ・ 最後まで諦めずに 取り組む子

➤ 保育内容

- ・ 家庭の延長の様にリラックスできる環境の中、一人ひとりの生活リズムを大切にしながら、生理的欲求を満たし、心地よく生活できるようにする。
- ・ 少人数保育の特性を生かし、一人ひとりの発達に合わせて無理なく日常生活に必要な生活習慣を身につけられるよう、きめ細やかなかかわりを行っていく。
- ・ 自然の中で思いきり身体を動かしたり、季節感を感じたり、散策活動出来る機会を積極的にもち、満足感を味わう。
- ・ 安心できる環境の中で、意欲的に満足いくまで好きなあそびに取り組めるようにする。
- ・ 様々な人と触れ合い、大切にされることで、まわりの人を大切にする思いやりの気持ちの基盤を育む。

➤ 提供する保育・教育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令を遵守し、保育所保育指針及び保育課程にそって、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

➤ クラス編成

年齢	クラス名	保育計画
0歳児	こあら組	<ul style="list-style-type: none">・一人ひとりの発達・発育環境を踏まえ、安定した園生活を送る・個々の示す様々な欲求が満たされ、愛着関係を育む
1歳児	うさぎ組	<ul style="list-style-type: none">・保育者との信頼関係の中で自我を育む・色々なことに興味・関心を持つようになる・意思の芽生えと想いを相手に伝える力を身につける
2歳児	ぱんだ組	<ul style="list-style-type: none">・探索活動が盛んになり、自分の思いを言葉で表現するなど自己表現をする。自分のことが自分でできるよう意欲的になる・身の回りの清潔や安全の習慣を身につけていく・何事も挑戦し、達成感や欲求を満たす

➤ 利用について

(開始)

自治体からの通知により入園が決定し、健康診断を受けてから2週間を目安に、お子様の状態に合わせて慣らし保育を行います。

(終了)

次の各号のいずれかに該当する場合に、特定教育・保育の提供を終了するものとします。

- ・居住する市町村による支給認定（3号認定に限る）を有しなくなったとき
- ・お子様の欠席期間が長期にわたる場合（自治体の指示に従う）
- ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき
- ・3歳に達する年度の末日まで

➤ デイリープログラム

時間	活動
7:15	順次登園、健康観察、検温 自由あそび
9:20	手洗い、朝の会（おはようの歌・月の歌等）
9:30	午前おやつ、排泄
10:00	各クラスカリキュラムに沿った保育 (お散歩、製作、音楽あそび等)
11:00	水分補給、排泄、手洗い、昼食
12:00	着替え、排泄、午睡
14:30	目覚め、検温、排泄
15:00	おやつ
15:30	自由あそび
16:00	順次降園
18:16	延長保育、補食
19:15	最終降園

※年齢や月齢によって時間が異なる場合があります



➤ 年間行事

春・・・入園・進級式 子どもの日の集い 内科健診 歯科検診
夏・・・七夕 沐浴・水遊び 夏祭り
秋・・・ハロウィン 内科健診 歯科検診
冬・・・発表会 クリスマス会 豆まき ひなまつり お別れ遠足 お別れ会
毎月・・・避難訓練 お誕生会 身体測定 食育
その他・・・個人面談 保育参観・参加 引き渡し訓練 防犯訓練 保護者会
※行事予定は内容が変わることがあります
※各クラス代表の保護者を選出し、年に2回（前期・後期）運営委員会を開催致します

➤ 保育時間・休園日等

1 保育時間

開園日	月曜日から土曜日まで
開園時間（月～金）	7：15～19：15
延長保育時間	保育標準時間 18：16～19：15 保育短時間 朝 7：15～8：59 夕 17：01～19：15
開園時間（土）	保育標準時間 7：15～18：15 ※土曜日の延長保育はございません 保育短時間 9：00～17：00
休園日	日曜日・祝祭日 年末年始（12/29～1/3）
保育標準時間（11時間）	7：15～18：15
保育短時間（8時間）	9：00～17：00

* 契約時間等は、別紙「契約書別紙」によるものとします。契約時間は原則厳守でお願いします。

* 土曜保育を希望される方は事前の申し込みが必要となります。保育予約表、土曜就労証明書を提出していただき、その承認を得てからご利用いただくことができます。

* 登園の産育休中のお預かり時間は、早番（おおむね午前7時15分～9時00分）・遅番（おおむね午後5時～6時15分）にかかる時間帯のお預かりは、原則お受けできません。

2 延長保育

就労時間が通常保育時間を越える方については、延長保育を行っております。利用する場合は、延長保育料と補食代をご負担いただきます。

※各園の利用申込み参照

延長保育は別途申し込み（延長保育利用申請書）が必要です。ご利用希望の前月の20日までに、ご提出ください。なお、条件にそぐわない場合にはお受けできかねることもあります。

※スポット（単発）の延長もお受けいたします。

延長料金加算時間

- ・保育標準時間 18時16分～19時15分
- ・保育短時間 7時15分～8時59分 17時01分～19時15分

3 休園日

休日ならびに以下の場合は休園となります。

(1)休日

日曜・祝祭日・年末年始（12月29日～1月3日）

(2)その他の休園日

①大規模地震の警戒宣言発令時より同宣言が解除されるまで。その他、自然災害で実質的に開園できない時

②重大な伝染病等の発生により、園児に感染・被害が及ぶ恐れがある場合

※いずれも各自治体の指示に準じる

➤ 利用料

・当園では、墨田区が規則で定める保育料、延長保育料（利用者のみ）を毎月徴収します。

実費をご負担いただくもの… 延長保育料（月極・スポット）補食代（月極・スポット）

※各園の利用申込み参照

①スポット（単発）延長保育料・・・300円（30分毎）

②閉園時間を超える保育料（遅刻）・・・3,000円（30分毎）

③補食代 延長保育料に含む

・利用料はご指定口座より毎月13日引き落としとなります。引き落としのお手続きが完了するまで、または引き落としが出来ない期間が数ヶ月続いた場合は、会社指定の振込口座にお振込み頂くことがございます。その際は、お振込み手数料はご負担となりますのでご了承ください）※保育が行われた月末締め→翌月初めにcodomonの「請求情報」をご確認ください。金額をご確認の上、指定の口座に13日までにご準備ください。

○保護者負担 ※児童の保育以外に要する経費は実費とし、別途徴収させて頂きます。

途中退園の際も返金はいたしかねます。

➤ 利用にあたっての注意事項

1 利用にあたっての注意事項

(1) 入園児童は墨田区保育園等入園のしおりに基づき、墨田区が決定します。

(2) 入園にあたっては、決定通知書が必要です。

(3) 入園された後、家庭状況等に変更があった場合や支給認定証の期限が切れる場合には、保育園等入園のしおりに記載のとおり手続きが必要になります。

(4) 保育園は保護者の就労や入院等の理由で保育を必要とするお子さんを、保護者に代わって保育するところです。

2 手続きが必要な主な例

次のような変更があった場合、速やかに保育園までお知らせください。

- (1) 住所、電話番号、保護者の勤務先（部署異動も）勤務時間、家族構成等
- (2) 入園後に出産し、育児休業を取得する時
- (3) 姓が変わった時
- (4) 退園する時

➤ 登降園時の注意事項

- 1 園では、朝9時30分より活動を開始します。規則的な生活リズムを身につけ、集団の中で楽しく過ごせるように、朝9時30分までに登園をお願いします。
- 2 遅刻や欠席をされる場合は、登園予定時刻までに電話連絡をお願いいたします。
- 3 緊急の事情(交通機関の遅延等)で予定よりお迎えが遅くなる場合は、必ず電話連絡をお願いします。また、お迎えの方が変わる場合にはご一報ください。予告なしに送迎者以外の方のお迎えにいらした場合、安全管理のため、確認の電話をさせていただきます。
- 4 登降園システムを出入り口付近に設置しております。お名前の所を押していただくと時間が記録されますので保護者の方がご自身で登降園時どちらも退出する際に必ず行ってください。
- 5 ネームカードをお渡しします。防犯上の理由により送迎者であることを確認するため、必ず毎日インターフォンのカメラに提示をしてください。

➤ お子様の体調について

1 ご家庭で

- ・体温が37.5°C以上ある場合や、下痢が続く、食欲不振、不機嫌など体調不良のサインがあった場合は、無理に登園せず、体力が回復するまでご休養をお願いします。発熱した際は解熱後すぐに登園せず、1日（24時間）自宅で様子を見てください。
- ・目の腫れや充血、手足の腫れ、発疹等体調の変化に気づいた際は、登園前に受診していただき、感染の恐れがないことを確認してから登園してください。また、受診時に投薬した場合は、必ずお知らせください。
- ・感染症と診断された場合は、学校保健法に基づきお休みしていただきます。病気の種類によっては多くの子どもたちに感染します。治癒後、登園する場合は、医師に登園の可否をお尋ねください。病気によっては医師の許可が必要です。「医師の意見書」「登園届」は、園で用紙をお渡ししています。（書類作成の為の料金が発生することもありますのでご承知置き下さい。）
- ・園児の健康状態に関する情報を提示いたします。なお、送り迎えのご家族が病気にかかる場合は、感染を防ぐためお声掛けください。

※ご家族でインフルエンザを発症されている方がいる場合は感染防止のため家庭保育にご協力ください。

- ・予防接種を受けた時は、必ず園にお知らせください。予防接種後は副作用の出現が考えられるため、様子を見てから登園してください。
- ・気管支拡張テープ（ホクナリンテープ等）は必ずお名前を記入し、登園時に保育士にお伝えください。

さい。剥がれた際は保育園での貼り替えは行っておりません。

2 保育中

以下の状況の場合は、緊急連絡先に連絡をいたします。速やかにお迎えをお願いいたします。

- 37.5°C以上の発熱
- 具合が悪くなった時（咳・鼻水含む）
- 下痢や嘔吐が続いた時
- 怪我や事故にあった時
- 感染症の疑いがある時
- 泣き続けている、食べることができない、飲めない等明らかに普段と様子が違う時

3 保育園での薬の取り扱い

保育園は、健康な子どもを保育するのが前提のため、薬は原則としてお預かりいたしません。健康に支障が見られる場合は早めに受診してください。薬の服用が必要なほど体調が悪い場合は、自宅でご静養ください。

なお、慢性疾患などでやむをえない場合のみ、園長・保育リーダー保育士と相談のうえ、医師による「薬剤情報提供書」と、保護者による「与薬依頼書」をご提出いただき、お受けする場合もあります。与薬依頼書をご希望の方は保育士にお申し出ください。

➤ 保育園での健康管理

保育園では、嘱託医と連携しながら園児の健康管理を行っています。入園前には嘱託医による健康診断を受けていただきます。

1 入園後の健康診断等

内科健診：年2回 歯科健診：年2回 身体測定：月1回

[嘱託医]

小児・内科医 鈴木こどもクリニック 鈴木 洋先生
〒131-0032 東京都墨田区墨田4丁目45-1 TEL 03-3619-4970

歯科医 坂田歯科医院 坂田 勝弘先生
〒131-0032 東京都墨田区東向島5丁目11-2 TEL 03-3619-0705

2 感染予防

集団生活の場ですので各種感染予防のための措置を講じています。

・嘔吐や排泄物の対応について

原則的に、子どもたちの嘔吐物や排泄物が付着した衣類は洗浄せずにそのままビニール袋に入れて密封し、保護者の方にお持ち帰りいただきます。保育園において不用意に衣服を洗浄することにより、園内で大量に感染者を増加させてしまうことにつながりますため、ご理解・ご協力を宜しくお

願いいたします。(国立感染症研究所 感染情報センター参考)

3 乳幼児突然死症候群（SIDS）防止策を講じています。

0歳児：5分に1回、1～2歳児10分に1回職員が一人一人呼吸音、心音、体温、顔色を確認し、データに入力して管理しています。

4 アレルギー疾患への対応

お子様がアレルギー疾患により、特に配慮や管理が必要で、保育園での配慮・対応を希望される場合は職員にお申し出ください。医師からの診断後「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」に証明していただきご提出ください。診断に基づきアレルゲンとされる食物を除くなどの対応をいたします。

- 定期的に医師の診断を受け、症状と医師の指示内容をその都度お知らせください。
- 除去の内容は、毎月の献立に基づき保護者と園長、保育士で話し合い、確認します。
- 保育園での対応に無理がある場合は、お弁当を持ってきていただくこともあります。

～感染症について～

乳幼児がかかりやすい感染症は、以下の通りです。

■ 医師が記入した「医師の意見書」が必要な感染症

感染症名	登園の目安
麻疹（はしか）	解熱後、3日を経過するまで
インフルエンザ	発症後5日経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症後5日経過し、かつ症状軽快後1日を経過すること
風疹	発疹が消失してから
水痘（水ぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになるまで
流行性耳下線炎（おたふくかぜ）	耳下腺、頸下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過、かつ全身状態が良好になるまで
結核	医師により感染のおそれがないと認めるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失し2日経過した後、主治医が登園しても差し支えないと認めたとき
百日咳	特有の咳が消失するまで または5日間の抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により、感染の恐れがないと認めるまで
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間
腸管出血性大腸菌感染症	症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間あけて連続2回の検便によって菌陰性が確認されたもの

※新型コロナウイルスに関しては自治体の指導に従っての対応になります

■ 医師の診断に従い、保護者が記入した「登園届」が必要な感染症

病名	登園の目安
溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24~48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
R Sウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	すべての発しが痂皮化してから
突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

当園では、厚生労働省作成の「保育園における感染症対策ガイドライン」に基づき、出席停止期間の定められた感染症に罹患されたお子様の登園をご遠慮いただいております。下記の感染症が認められた場合には早めに園へご連絡ください。医師による登園許可が出るまでは登園をお控えください。尚、治癒後に登園する際には、用紙の傷病にあわせて「意見書（医師が記入）」または「登園届（医師の診断に従い保護者様が記入）」のいずれかを提出してください。お子様の健康回復及び園内の感染防止のため、何卒ご理解とご協力をお願ひいたします。

➤ 給食について

■ 昼食とおやつは、園で用意いたします。すべて保育料に含まれております。（補食は別料金です）

◆ 給食目標

- ・心身共に体をつくる基礎を築き、豊かな心を育む
- ・食事への関心を持ち、楽しく食べる
- ・望ましい食習慣を身につける
- ・家庭でも食事の大切さを伝え、共に子どもの健康づくりを進める
- ・衛生管理に取り組み、安全を守る

1. 栄養給与目標

- ・食事は、一日に摂りたい栄養量の約半分（乳児 50%）を目安にしています。
- ・ご家庭でも朝夕の食事でバランスをとるように心掛けてください。

2. 献立内容

- ・給食は安全で新鮮な食材を使用します。
- ・食事、おやつ共に手作りのものを中心に提供しています。
- ・献立はキャリー保育園統一献立とし、完全給食を実施します。
- ・季節に合わせた行事食を取り入れています。
- ・食材は年齢や個人差を考慮し、咀嚼の状態を考えた大きさや硬さにしています。
- ・食器は陶器で割れるものを用い、大切にきちんと扱うことを伝えます。

3. アレルギーの対応について

- ・食物アレルギーのお子様には除去食の対応をしていきます。(完全除去食といたします)
- ・「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を医師に記入してもらい、ご提出ください。
入園時に保育士と調理師、保護者の方との相談の上、進めています。

4. 延長食（補食）について

- ・延長保育を利用される場合は、補食を提供いたします。その場合は実費分として補食代をご負担いただきます。当日 16 時以降の補食のお申し込みにおいては、受付及び提供は致しません。
- ・延長保育利用申請書等事前の申し込みが必要となります。

※補食提供時間は 18：20 頃です。

5. 献立表について

- ・献立表については毎月 25 日頃に配布します。

6. 食育について

- ・食材を見たり、触れたりする中で、自分の身体の健康を維持する食事の大切さや、「いのち」に感謝する心を育みます。また、自分で作る過程に関わることにより、食べる意欲も増していきます。

7. 粉ミルクについて

- ・園で哺乳瓶、乳首、粉ミルク（明治ほほえみ）を準備します。母乳のみの方は入園までに粉ミルクも試しておいてください。

8. 離乳食について

- ・園での離乳食についてはお子様の進み具合をみながら、保護者、担任、調理担当者と相談し進めています。当園は中期食から提供となります。（7～8ヶ月）

9. 午前おやつについて

- ・0歳児クラスは牛乳又は麦茶、1・2歳児クラスは牛乳を提供します。
- ・0歳児クラスは満 1 歳を過ぎ、ご家庭で牛乳が飲めるようになってからの提供となります。
その際は個別にお声掛けします。

➤ 緊急時等における対応方法・非常災害対策

1 保育園の安全対策・危機管理

(1)保育園での安全を守るために

- ① 玄関は防犯上、常に施錠しています。
- ② 消防計画を作成し、消防署に届け出ています。
- ③ 毎月 1 回、火災や地震に備えて、お子様と職員で避難訓練を行います。
- ④ 年 1 回、9 月に引き渡し訓練を実施します。
- ⑤ 防災設備として煙感知器、消火器を備えています。
各種施設設備は法定の点検を年 2 回実施します。
- ⑥ 防火管理者選任（園長）
- ⑦ 災害等非常事態が発生した時に以下の方法で園よりお知らせさせていただきます。
☆災害用伝言ダイヤル 「171」
☆「さくら連絡網」・・入園時に「登録手順書」をお渡ししますので登録のご協力をお願いいたします。

(2)非常災害時の施設外避難場所は

広域避難所 荒川土手

地域避難場所 ハ広小学校

2 警戒宣言発令時（いずれも自治体の指示に従う）

(1)警戒宣言発令時の保育

- ①保育開始前に発令があった場合 ・・・・・ 臨時休園
- ②保育開始後に発令があった場合 ・・・・・ 保育中止

(2)警戒宣言が発令され、解除された場合

- ①午前 6 時以前に解除された場合 ・・・・・ 平常保育
- ②午前 6 時～午前 10 時に解除された場合 ・・・・・ 午後 1 時より保育（給食なし）
- ③午前 10 時以降に解除された場合 ・・・・・ 翌日より保育

(3)園児のお引渡し方法

入園時にお渡ししたネームカードを持ってきていただいた方にお子様をお引き渡しします。災害時は予想のつかない混乱が考えられるため、カードがない場合は本人の身分が証明できるものをご提示ください。（再発行は致しかねますので、紛失のないようお願い致します。）

* 入園時にネームカードを園児一人当たり 2 枚ずつ配布します。園児の保護者、緊急時にお迎えをお願いしている方用です。カードは保育中に警戒宣言が発令された際等、お子様をお引き渡しする際に使用します。

※送迎者登録者以外は原則、お引渡しはできません。

(4)特定教育・保育等の提供時に、園児に体調の急変、その他緊急事態が生じたときは、園児の保護者に連絡するとともに、嘱託医又は園児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じます。

➤ もちもの

★ 毎日お持ちいただくもの ★

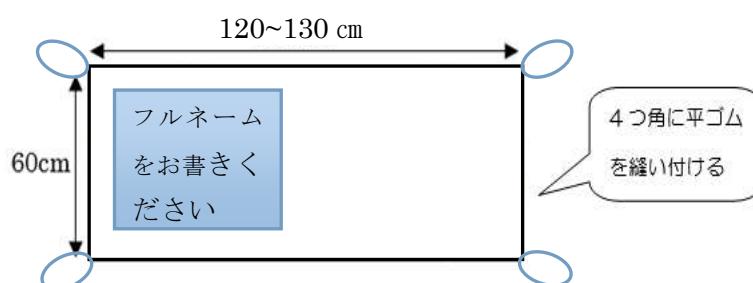
用意して頂くもの	0歳児	1歳児	2歳児	備考
連絡帳	園で用意します。育児記録にもなりますので、毎日ご記入の上お持ちください。			
ミルク用 ガーゼ	1枚			
朝おやつ小タオル		1枚	1枚	
食事用エプロン	2枚	2枚	2枚	
着替えセット一式	肌着・Tシャツ又はトレーナー・ズボン		巾着袋に入れて持参	
登降園用の袋	0歳児、1歳児は大きめの手提げ袋、 2歳児はリュックサックをお持ちください			

★ 園に置いておくもの ★

用意していただくもの	0歳児	1歳児	2歳児	備考
肌着	3枚	3枚	3枚	
着替え用衣服一式 (Tシャツ又はトレーナー、 ズボン)	3組	3組	3組	着替えた枚数分、 補充をお願いします
おむつ	5~6枚	5~6枚	必要に応じて	
おしりふき	1パック	1パック	1パック	必要に応じて声を掛けます
ビニール袋	1束	1束	1束	持ち手のついているものを ご用意ください
午睡用シーツ※下記参照	1枚	1枚	1枚	
午睡用タオルケット(夏) 午睡用綿毛布(冬)	1枚	1枚	1枚	週末にお持ち帰りください
手口拭き ウエットティッシュ	1パック			

※午睡用シーツについて

バスタオル既製品であればサイズは 120~130 cm × 60 cm の四隅にゴムを輪っかにして縫い付けてください。(0歳児のシーツにゴムは不要です。)



図のようにフルネームで書いたものを縫い付ける又は直にお書きください。

大判のバスタオルを使用する際は、四隅を三角に折り、縫い付けてご使用下さい。

～もちものについてのお願い～

- ・全ての持ち物には必ず名前を記入してください。(着替え、靴下、おむつ等)
→アイロンシールは誤飲の恐れがあるため、スタンプ又はペンで大きくはっきりと記入してください。
- ・衣類は、季節やお子様の成長に合わせて調節してください。
- ・個人のおもちゃの持ち込みは、破損や紛失した時の責任を負いかねますのでご遠慮ください。
- ・靴は、運動に適した靴をご用意ください。
(長靴、サンダル靴で登園した際は、必ず運動靴も持参するようお願い致します。)
- ・服は、お子様自身で着脱できるように、着やすく動きやすいものをご用意ください。
(オーバーオールやスカート、タイツ、フード付きの衣服はご遠慮ください。)
- ・保育園内では、ご家庭から飲食物の持込みを固くお断りします。アレルギーをお持ちのお子様や0歳児など食品によっては命に関わる危険性がありますのでご理解・ご協力の程お願い致します。

【ヘアゴム・ビーズ等のついた衣服について】

- ・髪の毛が肩にかかる長さのお子様は、活動の妨げになりますので必ずヘアゴムで結んで登園してください。
- ・太さのあるヘアゴムを選び、硬い飾り付きゴムやシリコンゴム（ヘアゴム）タイプは誤飲や怪我の原因になりますのでご遠慮下さい。また、ヘアピン、華美な髪飾りもご遠慮ください。
- ・衣服にビーズやビジューのついている物は、同じく誤飲や怪我の原因になりますのでご遠慮ください。

➤ ご意見・ご要望について

本園では保護者の子育て支援と子どもの健全育成を目指し保護者の皆様の
ご意見・ご要望(苦情窓口)申立窓口を設置し適切に対応し解決を図って参ります。

苦情受付責任者

園長

苦情受付担当者

保育リーダー

第三者委員

墨田区主任児童委員

連絡先：03-3613-5115

受付時間：月～金 9時～17時

➤ ご家庭との連携

毎月「園だより」を発行致します。行事の日程等をお知らせ致します。

おしらせ等、玄関入口に掲示致します。送迎時にご確認ください。

勤務先、勤務時間、住所、電話番号、緊急連絡先等が変更になった場合は速やかにお知らせください。

連絡帳は毎日のご記入をお願いいたします。家庭での様子や出来事もご記入ください。

➤ 個人情報の保護

キャリー保育園では、「スリーシーズ株式会社 個人情報取扱規定」に基づいて個人情報の取り扱いには細心の注意を払います。個人情報の取り扱いにあたっては、利用目的を特定して予め保護者の同意を得、利用目的を変更する時はあらためて保護者の同意を得てから行います。

➤ 虐待防止のための措置に関する事項

職員が日々の保育の中で園児の身体及び様子の変化を早期に発見し、速やかに園長に報告等ができるよう、関係職員への指導その他必要な措置を講じます。

虐待が疑われる状況があった場合には、虐待対応マニュアルに基づいて各自治体や専門機関への通報など適切な対応を行います。

➤ 保険について

安全管理には万全をつくしておりますが、万が一のため保障体制を確立しております。

- ・取扱保険会社 ・・・ 株式会社エヌシーアイ 損保ジャパン

- ① **賠償責任保険**：被保険者である保育施設に法律上の損害賠償責任（身体の障害）が発生した場合の補償です。

補償の種類	保険給付金額
身体障害	1名 2億円／1事故 2億円
財物損壊	1事故 2億円

- ② **普通傷害保険**：園児のケガや事故の時に保険金が支払われます。

補償項目	保険給付金額
入院保険金日額	1,500 円
手術保険金	・ 入院中に受けた手術の場合 [入院保険金日額×10] ・ 上記以外の手術の場合 [入院保険金日額×5]
通院保険金日額	1,000 円
死亡・後遺障害	100 万円

[運営法人]



スリーシーズ株式会社

〒105-0013

東京都港区浜松町1-22-8 深谷ビル2階

☎03-6435-7134 ☎03-6450-0114

